

国民健康保険加入者のみなさまへ

令和8年度八百津町国民健康保険（国保）税の概要をお知らせします。

保険税の計算

保険税は、加入者のみなさまが病気やケガをしたときの医療費にあてられる貴重な財源です。また、経済的な不安もなく安心して医療を受けられるよう、私たちの健康を守ってくれる大切な制度です。現在の国保財政は、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い医療費が大幅に増加しており事業運営は大変厳しい状況にあります。加入者のみなさまが安心して医療を受けられるよう国保財政の円滑な運営のため、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

年 税 額	医 療 分	限度額 67 万円	所得割	被保険者の前年の総所得額－基礎控除43万円	×	6.53%
			均等割	被保険者1人あたり		30,600円
			平等割	1世帯あたり		24,300円
	支 援 金 分	限度額 26 万円	所得割	被保険者の前年の総所得額－基礎控除43万円	×	2.32%
			均等割	被保険者1人あたり		10,400円
			平等割	1世帯あたり		8,000円
	介 護 分	限度額 17 万円	所得割	被保険者の前年の総所得額－基礎控除43万円	×	2.01%
			均等割	被保険者1人あたり		11,700円
			平等割	1世帯あたり		6,800円
	子 ど も 分	限度額 3 万円	所得割	被保険者の前年の総所得額－基礎控除43万円	×	0.29%
			均等割	被保険者1人あたり		1,200円
				18歳以上被保険者1人あたり		80円
			平等割	1世帯あたり		800円

※介護分…40歳以上65歳未満の方のみ

※子ども分…令和8年度から子ども・子育て支援納付金分の保険税が加算されます。

18歳未満の被保険者の均等割額は全額軽減されます。

保険税の賦課徴収方法

保険税は4月から翌年3月までの1年分を、納期数（9回）に分け納付していただきます。年度途中に加入された場合は、加入月数で算出します。保険税は世帯の加入者の保険税がすべて世帯主に賦課されます。

【普通徴収（口座振替・納付書）】

【特別徴収（年金天引き）】

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納 期 限								
7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮 徴 収			本 徴 収		

※千円未満の端数は10月で調整

※千円未満の端数は7月で調整 ※4～6月の納付はありません。

下記のすべての要件に該当する世帯は、年金からの特別徴収（年金天引き）をお願いしております。

- ①世帯主が国民健康保険加入者である
- ②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ③世帯主の年金受給額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年額の1/2を超えない場合
※年金からの特別徴収（年金天引き）に該当するかの判定審査を、例年7月中旬に行っております。

- 特別徴収（年金天引き）に該当→7月に決定通知を行い、10月から特別徴収（年金天引き）が始まります。
※仮徴収に非該当だった方は、7～9月は普通徴収（口座振替・納付書）、
10月から特別徴収（年金天引き）での納付となります。

- 特別徴収（年金天引き）に非該当→普通徴収（口座振替・納付書）にて納付を行います。

4月より特別徴収（年金天引き）での納付をすでに行っている方で、7月の判定審査にて非該当となった方は特別徴収（年金天引き）が中止となり、8月から普通徴収（口座振替・納付書）へ切り替わります。

特別徴収（年金天引き）での納付ではなく、普通徴収（口座振替）での納付を希望する場合は、申請が必要です。

保険税の納付方法について

保険税の納付方法は①普通徴収（口座振替・納付書） ②特別徴収（年金天引き）があります。

普通徴収にて納付を行う際は、便利な口座振替をご利用ください。お申し込みは口座振替依頼書を金融機関の窓口へご提出ください。口座振替は一度申し込みをいただきますと、次年度以降も有効となります。

納付書での納付をご希望の場合は、国民健康保険税納税通知書に同封して納付書を一括で送付しています。各納付書の納期限までに、納付書裏面記載の納付できる場所にて納めてください。手数料はかかりません。

軽減について、詳しくは下記連絡先へお問い合わせください。

保険税の軽減について

① 倒産・解雇等の非自発的な理由により離職された方の軽減

対象者	雇用保険の <u>特定受給資格者</u> または <u>特定理由離職者</u> で、離職時点で65歳未満の方 ※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記に該当する場合は対象になります。 「 <u>特定受給資格者</u> 」・・・離職理由コード：11、12、21、22、31、32 「 <u>特定理由離職者</u> 」・・・離職理由コード：23、33、34
申請に必要なもの	身分証明書、雇用保険受給資格者証
軽減内容	離職日の翌日が属する月から翌年度末まで、離職者の前年の給与所得を30/100とみなして計算し、保険税を算出します。

② 出産される方の産前産後期間の軽減 ※出産予定日の6カ月前から申請可能

対象者	妊娠85日（4か月）以降に出産または出産予定の方（死産・流産・人工妊娠中絶含む）
申請に必要なもの	身分証明書、出生日の分かるものまたは出産予定日の分かるもの
軽減内容	出産する被保険者の軽減期間分の所得割・均等割を免除
軽減期間	単胎児の場合は4か月、多胎児の場合は6ヶ月

③ 低所得世帯の軽減（申請不要）

対象世帯	世帯主・特定同一世帯所属者の所得を含む世帯所得が、軽減判定基準を満たしている世帯
軽減内容	該当した軽減割合分の均等割・平等割を免除
軽減判定基準	7割軽減 世帯所得が43万円+10万×(給与所得者等の数-1)以下の場合
	5割軽減 世帯所得が43万円+(31万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)+10万×(給与所得者等の数-1)以下の場合
	2割軽減 世帯所得が43万円+(57万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)+10万×(給与所得者等の数-1)以下の場合

※ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された方が、喪失日以降も継続して同一の世帯に属していることをいいます。ただし、世帯主変更、転出、死亡、転居等の異動があった場合は特定同一世帯所属者でなくなります。

※ 65歳以上の年金所得者の軽減判定は、年金所得より15万円控除します。

※ 所得の申告のない世帯は、軽減が受けられませんので、所得がなくても必ず申告してください。

④ 未就学児の軽減（申請不要）

対象者	国民健康保険の資格を有する未就学児
軽減内容	未就学児1人に賦課される均等割のうち、5割を免除

※ すでに均等割が軽減されている場合、軽減適用後の均等割額について5割軽減を行います。